

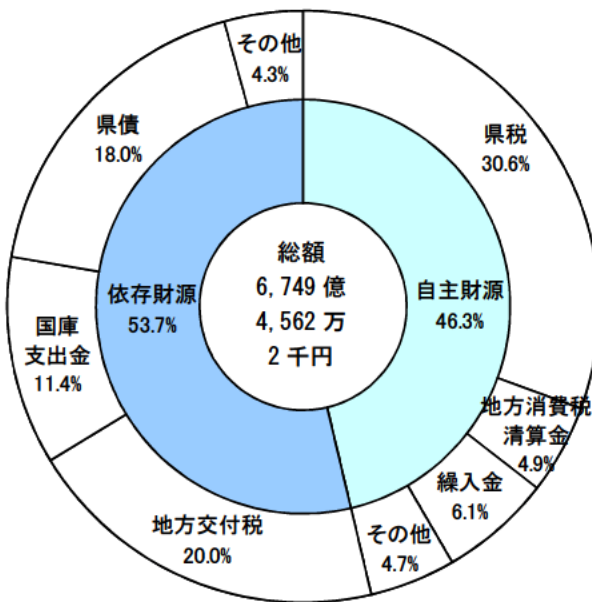
## (2) 歳入予算

一会計年度内（4月1日から翌年3月31日）において、県が必要とする経費（歳出予算）を賄うための財源を歳入予算といいます。

以下、収入調達方法に着目した自主財源・依存財源、及び用途の制約に着目した一般財源・特定財源の2つの性質別の歳入予算の内訳を示します。

### 〈自主財源と依存財源〉

第2図 自主財源・依存財源の構成比



(注) 構成比は四捨五入のため合計に合わない場合があります。

自主財源及び依存財源の前年度比較及び構成比をみると第2図、第2表及び資料3のとおり、自主財源は前年度に比較して5.0%増の3,125億3,185万4千円、依存財源は2.5%減の3,624億1,376万8千円となり、一般会計の予算規模は0.8%増の6,749億4,562万2千円となっています。

次に、構成比をみると、自主財源は全体の46.3%、依存財源は53.7%となっています。自主財源の主要なものは全体の30.6%を占める県税であり、依存財源の主要なものは全体の38.0%を占める地方交付税及び県債です。

なお、自主財源と依存財源の区分による歳入予算額の推移は第3図及び資料4、資料5に示したとおりです。

第2表 自主財源と依存財源の対前年度比較(一般会計)

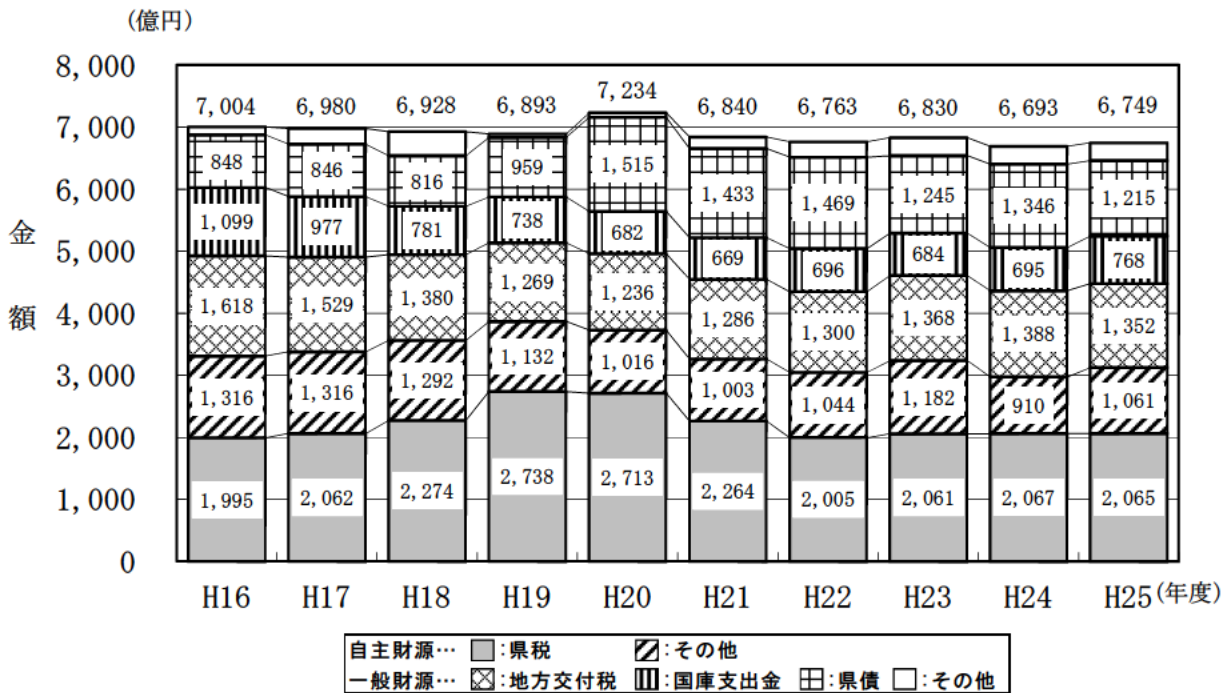
(単位:千円、%)

区分	平成25年度 当初予算額(A)	平成24年度 当初予算額(B)	比較		構成比	
			増減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)	25年度	24年度
自主財源	312,531,854	297,666,505	14,865,349	5.0	46.3	44.5
依存財源	362,413,768	371,683,383	△9,269,615	△2.5	53.7	55.5
合計	674,945,622	669,349,888	5,595,734	0.8	100.0	100.0

### 一口メモ

●自主財源・依存財源… 県の歳入は、一つの分類として、県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などのように県が自ら賦課徴収することのできる自主財源と、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金などのように国から定められた額を交付されたり割り当てられたりする依存財源とに分けることができます。

第3図 自主財源と依存財源の区分による歳入予算額の推移（一般会計）

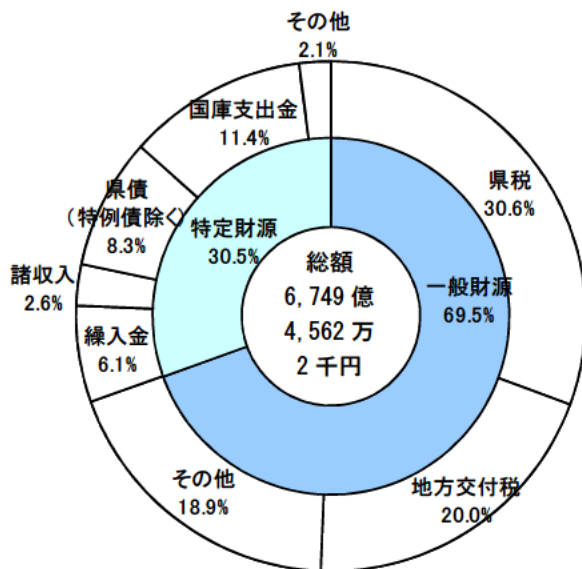


(注) 数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

平成19年度及び平成23年度当初予算は骨格予算のため、6月補正後予算額で示してあります。

第4図 一般財源・特定財源の構成比

(一般会計当初予算)



(注) 構成比は四捨五入のため合計に合わない場合があります。

〈一般財源と特定財源〉

一般財源及び特定財源の前年度比較及び構成比をみると、第3表、第4図及び資料6のとおり、一般財源は前年度に比較して0.5%減の4,692億9,200万円、特定財源は4.1%増の2,056億5,362万2千円となっています。

次に、構成比をみると、一般財源は全体の69.5%、特定財源は30.5%となっています。

一般財源の主要なものは、30.6%を占める県税と20.0%を占める地方交付税であり、特定財源の主要なものは、11.4%を占める国庫支出金と8.3%を占める県債です。

なお、一般財源と特定財源の区分による歳入予算額の推移は、第5図及び資料7に示したとおりです。

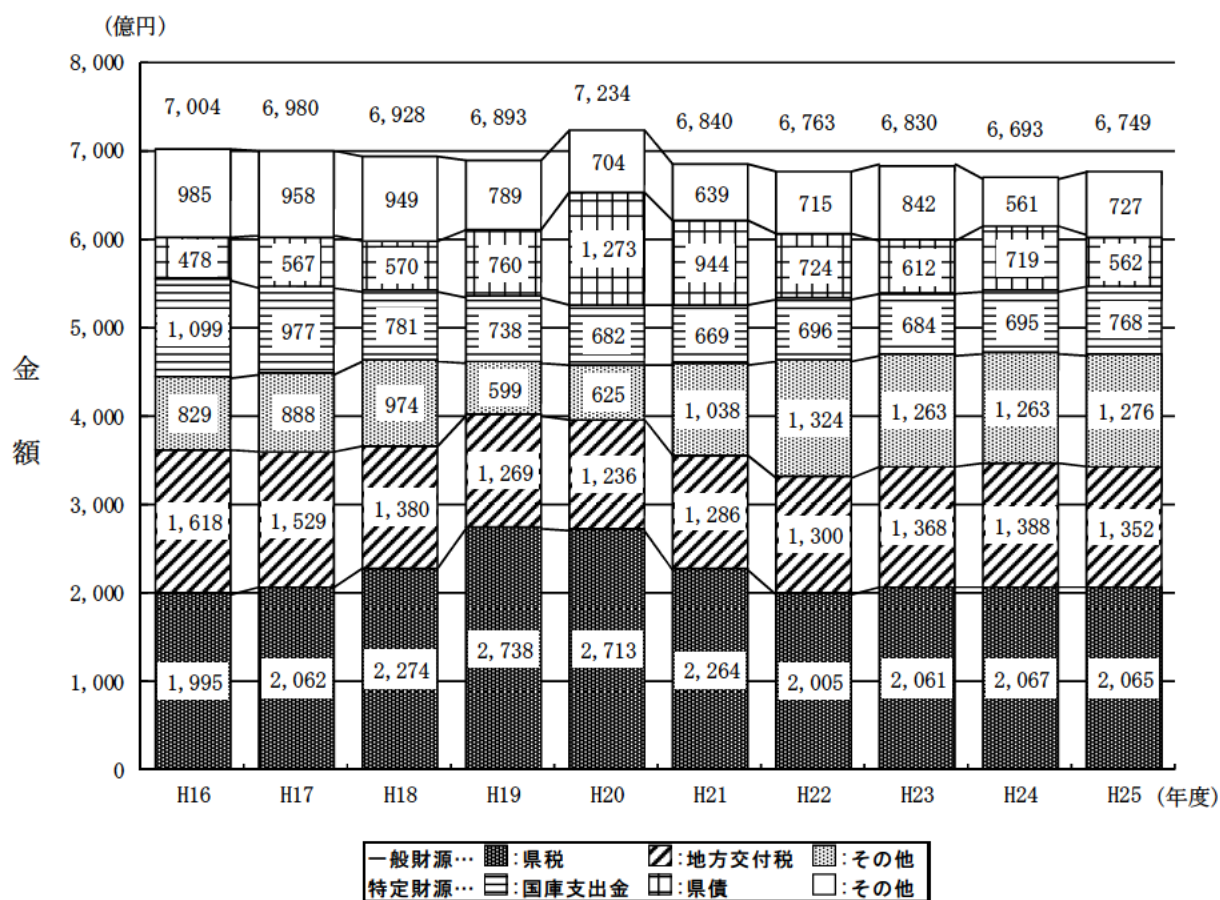
第3表 一般財源と特定財源の対前年度比較(一般会計)

(単位:千円、%)

区分	平成25年度 当初予算額(A)	平成24年度 当初予算額(B)	比較		構成比	
			増減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)	25年度	24年度
一般財源	469,292,000	471,844,000	△2,552,000	△0.5	69.5	70.5
特定財源	205,653,622	197,505,888	8,147,734	4.1	30.5	29.5
合計	674,945,622	669,349,888	5,595,734	0.8	100.0	100.0

(注) 県債のうち臨時財政対策債等は一般財源としています。

第5図 一般財源と特定財源の区分による歳入予算額の推移(一般会計)



(注) 数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

県債のうち臨時財政対策債は一般財源としています。

平成19年度及び平成23年度当初予算は骨格予算のため、6月補正後ベースで比較してあります。

一口メモ

- 一般財源・特定財源… 県の歳入は、県税、地方譲与税、地方交付税などのようにその用途が特定されていない一般財源と、国庫支出金、県債、使用料及び手数料などのようにその用途が特定されている特定財源に分けることができます。

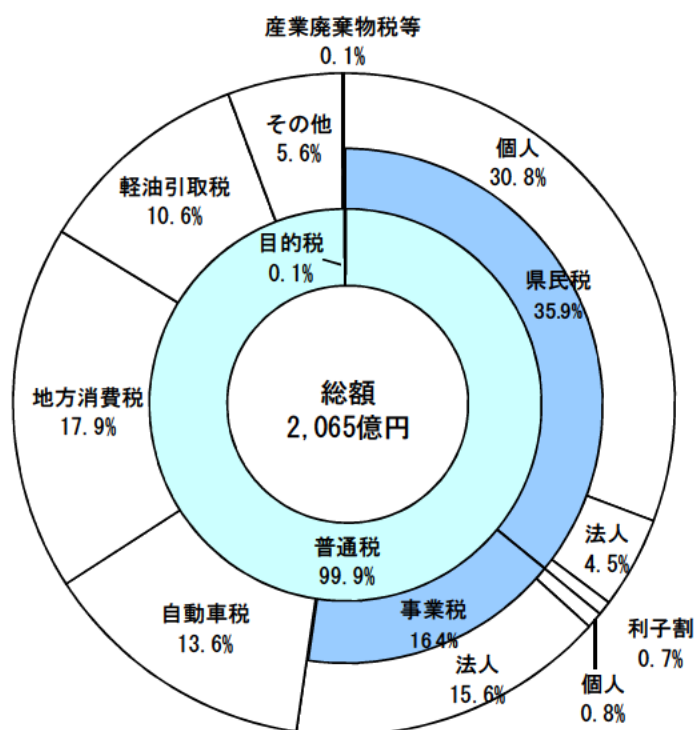
## ア. 歳入予算主要項目の内訳

### (ア) 県税

県税は、県の仕事を支える最も重要な収入で、地方税法等に基づき、県民の皆さんに納めていただく税です。

平成25年度の県税については、第4表及び資料8のとおり、輸入額増による貨物割の増により地方消費税が増収となるものの、円高水準の継続が法人業績へ影響を与えたことなどにより、法人関係税が減収となる見込みであることから、前年度に比べ0.1%減の2,065億円を見込んでいます。

第6図 県税収入の構成比（一般会計）



県税収入の構成比をみると、第6図のとおり、普通税が全体の99.9%、目的税が0.1%となっています。

主要なものは、全体の35.9%が県民税、16.4%の事業税、17.9%の地方消費税、13.6%の自動車税です。

なお、県税収入の推移は、第7図及び資料9、資料10に示したとおりです。

また、県民1人あたりの県税負担額については、第8図のとおり、県民1人あたり112,323円となっています。

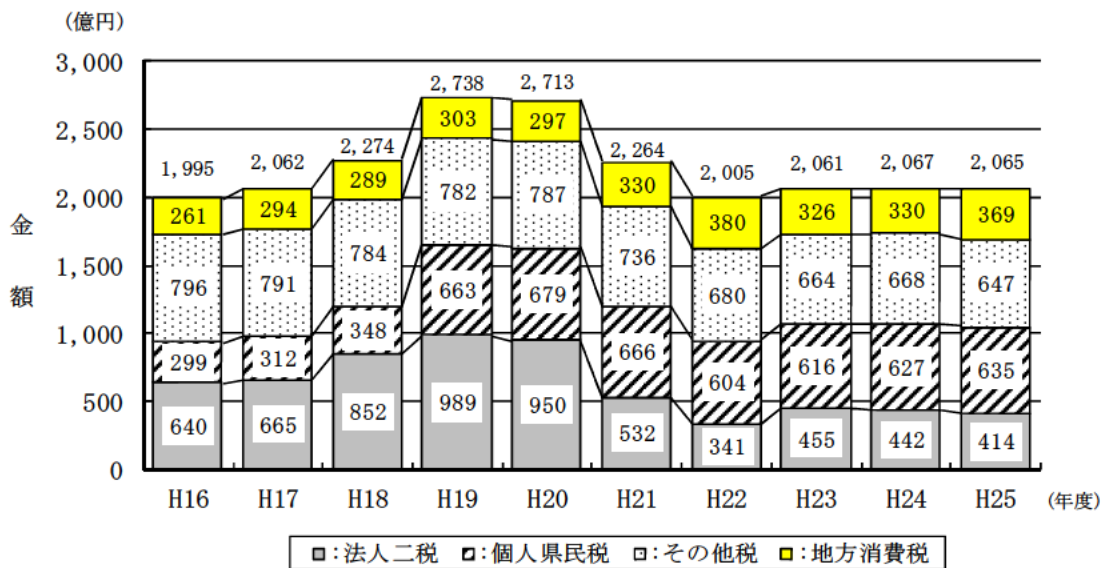
(注) 構成比は、四捨五入のため合計と合わない場合があります。

第4表 県税収入の対前年度比較（一般会計）

(単位:千円、%)

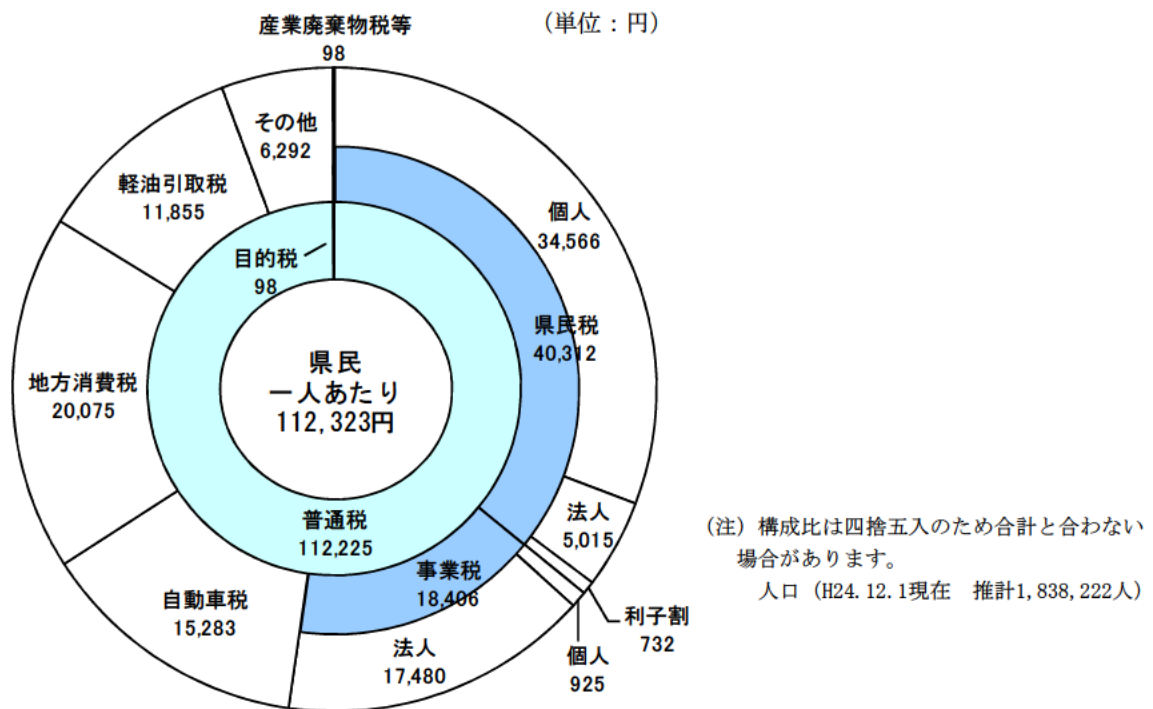
区分	平成25年度 当初予算額(A)	平成24年度 当初予算額(B)	比較	
			増減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
普通税	206,294,000	206,442,000	△148,000	△0.1
目的税	180,000	258,000	△78,000	△30.2
合計	206,474,000	206,700,000	△226,000	△0.1

第7図 県税収入の額の推移（一般会計）



(注) 法人二税とは、法人県民税と法人事業税です。  
 数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

第8図 県民1人あたりの県税負担額（一般会計）



一口メモ

●「県税」

**普通税**… 県の一般財政需要を支弁するために課する税をいいます。普通税には、税目が法定されている普通税とそれ以外のもので地方団体が所定の要件と手続きのもとに課することができる法定外普通税とがあります。

**目的税**… 県の特定の財政需要を支弁するために課する税をいいます。目的税は、受益者負担の一方法として創設されたものであり、その税収の用途は特定されています。

(イ) 地方消費税清算金

地方消費税清算金については、三重県の地方消費税収の増により、前年度に比べ4.2%減の333億8,100万円を見込んでいます。

第5表 地方消費税清算金の対前年度比較(一般会計) (単位:千円、%)

区 分	平成25年度 当初予算額(A)	平成24年度 当初予算額(B)	比 較	
			増 減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
地方消費税 清算金	33,381,000	34,829,000	△1,448,000	△4.2

(ウ) 地方交付税

国の平成25年度の地方交付税の総額は、17兆624億円となり、前年度当初予算計上額(17兆4,545億円)に比し、3,921億円、2.2%の減となっています。

本県の平成25年度の地方交付税は、第6表のとおり、前年度に比べ2.6%減の1,352億円を見込んでいます。

第6表 地方交付税の対前年度比較(一般会計) (単位:千円、%)

区 分	平成25年度 当初予算額(A)	平成24年度 当初予算額(B)	比 較	
			増 減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
普通交付税	133,300,000	137,100,000	△3,800,000	△2.8
特別交付税	1,900,000	1,700,000	200,000	11.8
合 計	135,200,000	138,800,000	△3,600,000	△2.6

(エ) 国庫支出金

国庫支出金の総額は、第7表のとおり、768億2,276万8千円で、歳入総額の11.4%を占め、前年度に比べ73億538万5千円、10.5%の増となっています。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおり、国が法令等にもとづいて負担する負担金が462億7,718万9千円で全体の60.2%、事業奨励等のための補助金が286億5,895万4千円で同37.3%、国の委託事業による委託金が18億8,662万5千円で同2.5%となっています。

第7表 国庫支出金の対前年度比較(一般会計) (単位:千円、%)

区 分	平成25年度 当初予算額(A)	平成24年度 当初予算額(B)	比 較	
			増 減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
国庫支出金	76,822,768	69,517,383	7,305,385	10.5
国庫負担金	46,277,189	45,108,737	1,168,452	2.6
国庫補助金	28,658,954	23,381,838	5,277,116	22.6
委 託 金	1,886,625	1,026,808	859,817	83.7

(オ) 基金繰入金

基金繰入金については、財源不足額に対処するため、財政調整基金及び特定目的基金を可能な限り取り崩しているものの、国からの交付金等による基金事業の終了又は縮小により、第8表のとおり、前年度に比べ63.8%増の391億149万3千円となっています。

第8表 基金繰入金の対前年度比較（一般会計） (単位：千円、%)

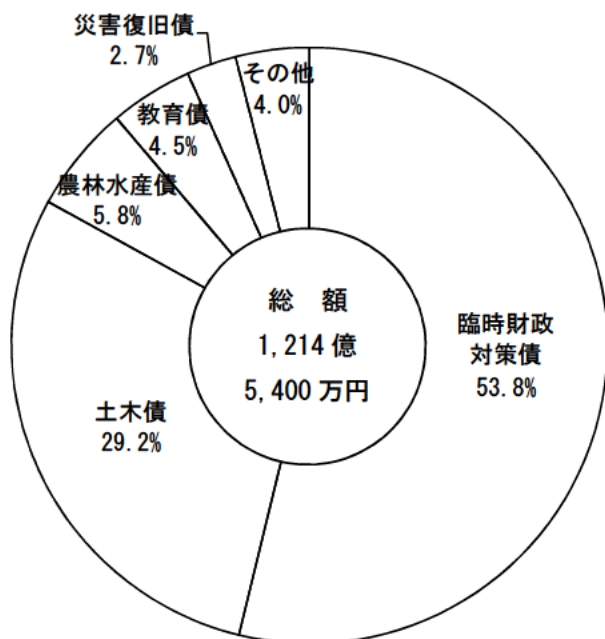
区 分	平成25年度 当初予算額(A)	平成24年度 当初予算額(B)	比 較	
			増 減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
基金繰入金	39,101,493	23,868,032	15,233,461	63.8

(カ) 県債

県債については、第9表及び資料11、資料12のとおり、前年度に比べ9.7%減の1,214億5,400万円となっています。これは、地方道路等整備事業、新県立博物館整備及び退職手当債の減などが主な要因となっています。この結果、県債への依存度は、前年度に比べ2.1%減の18.0%となっています。

第9図 県債の款別構成比

(一般会計当初予算)



(注) 構成比は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

県債の款別構成比をみると、第9図のとおり、主要なものは地方の一般財源の不足額に対処するための臨時財政対策債が全体の53.8%、土木債が同29.2%、農林水産債が同5.8%となっています。

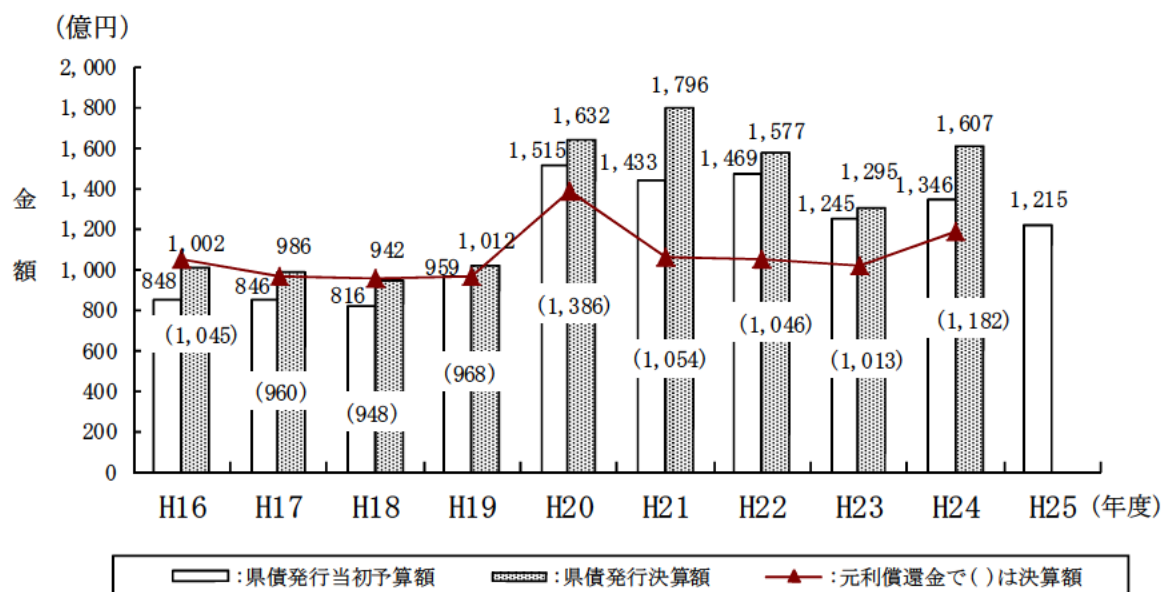
なお、県債発行額の推移は、第10図で示したとおりです。

第9表 県債の対前年度比較(一般会計)

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度 当初予算額(A)	平成24年度 当初予算額(B)	比 較	
			増 減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
県 債	121,454,000	134,551,000	△13,097,000	△9.7

第10図 県債発行額の推移 (一般会計+県債管理特別会計)



(注)平成24年度の決算額は最終予算です。

平成19年度及び平成23年度当初予算は骨格予算のため、6月補正後予算額で示してあります。

平成22年度以降の決算額は、一般会計と県債管理特別会計を足し合わせています。(但し、会計間の重複を控除した純計としています。)

一口メモ

- 地方譲与税**… 国が徴収する国税を一定の基準で地方公共団体に譲与するもので、都道府県に譲与するものとしては地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税があります。
- 地方法人特別譲与税**… 国税である地方法人特別税を都道府県が法人事業税と併せて徴収し国へ払い込み、人口と従業者数で按分した額が国から都道府県に譲与されます。
- 地方消費税清算金**… 各都道府県に納付された地方消費税は、消費地と課税地を一致させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算を行います。この清算による収入または支出をいいます。
- 地方交付税**… 地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体ごとに標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税のうち所得税、酒税の32%、法人税の34% (H11: 32.5%、H12~: 35.8%、H19~: 34.0%)、消費税の29.5% (H元~: 24%、H9~: 29.5%) 及びたばこ税の25%が充てられています。



- 地方特例交付金**… 住宅借入金等特別税額控除による減収を補てんするため、国から交付されるものです。
- 交通安全対策特別交付金**… 地方公共団体の道路交通安全施設設置等のため、交通違反などの反則金を財源に、交通事故件数と人口集中地区人口等を基準として国から交付されるものです。
- 分担金及び負担金**… 県が行う事業で特に利益を受ける人から、その受益の限度において法令などの規定に基づき徴収するものです。
- 使用料及び手数料**… 県の施設や行政サービスを利用する人から、それに要する経費の全部又は一部を負担してもらうもので、県立高等学校授業料や各種許可証交付手数料などがあります。
- 国庫支出金**… 県が行う事務事業の経費の全部又は一部を国が支出するもので、その性質によって次の三つに分けられます。
  - 国庫負担金：義務教育や生活保護など、国と地方公共団体が共同責任をもって行わなければならない事業について国が全部又は一部の経費を負担するものです。
  - 国庫補助金：国が費用の一部又は全部を負担して特定の事務や施設の設置を地方公共団体に対して奨励、援助するものです。
  - 国庫委託金：国会議員の選挙や国勢調査など、本来、国の行うべき事務について、国が経費の全部を負担して地方公共団体に事業を委託するものです。
- 財産収入**… 県の財産を貸し付けたり売り払うことによる収入です。
- 寄附金**… 県以外から金銭を譲り受けるものです。
- 繰入金**… 他の会計や財政調整基金などから繰り入れるものです。
- 繰越金**… 県の前年度の決算剰余金を受け入れるものです。
- 諸収入**… 地方税の延滞金や預金利子など他の収入科目に含まれない収入です。
- 県債**… 県が高等学校などを建てたり、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行うとき、財源を確保するため、また、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図るため、長期の資金借入れを行うものです。
- 臨時財政対策債**… 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てることができるもので、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方の一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体毎に発行可能額が毎年算定されます。これは、地方の財源不足に対応するための地方債となっており、その元利償還金は、翌年度以降の地方交付税（基準財政需要額）に全額算入されます。
- 県債依存度**… 歳入全体に占める県債の発行割合をいいます。